

1. チェック欄

目次には、各問題のチェック欄が設けられています。チェック欄は、解答後のフィードバックにご使用ください。

(例) 解答した日付を記入し、解き直し時期の目安として使用する

正解できた問題は○、一箇所でも間違えれば△、全部間違えれば×を記入するなど

2. ランク

各問題には、A B Cのランク付けがしてあります。

Aランク問題……Aランク問題は、主に基本問題です。学習項目の基本的な要件や計算パターンの確認をする問題になっています。確認ができれば、繰り返しの解き直しは不要です。

Bランク問題……Bランク問題は、主に実力養成問題です。本試験合格のために確実にマスターしてほしい問題になっています。このBランク問題を確実に解ければ、合格レベルに到達できますので、復習などで繰り返し解くようにして下さい。

Cランク問題……Cランク問題は、主に応用問題です。本試験では、様々な形式での出題の可能性があります、非常に難易度の高い項目も出題されています。Cランクの問題は、様々な角度からの出題にも対応できる力を養う目的の問題ですから、Bランクの問題を完全にマスターしてから取り組むようにして下さい。

3. 標準時間

各問題には、標準時間が付されていますので、時間内に解答できるように努力しましょう。

4. 宿題

授業中に解けなかった問題は宿題となります。宿題となった問題は、次の授業の前までに必ず消化するようにしましょう。

5. 事業年度

対象法人の事業年度は、毎年〔4月1日から3月31日まで〕であり、問題上特に指示がない限り、当期は〔令和8年4月1日から令和9年3月31日まで〕として計算すること。

6. 対象法人

問題上特に指示がない限りは、内国法人である普通法人の株式会社であり、継続して青色申告書を提出しているものとして解答して下さい。

目次

個別問題編

ランク 標準時間 チェック欄

受取配当等の益金不算入

問題1	受取配当等（基本問題）	A	7分			
問題2	受取配当等（配当等の区分Ⅰ）	A	3分			
問題3	受取配当等（配当等の区分Ⅱ）	A	5分			
問題4	受取配当等（関連法人株式等・非支配目的株式等（コメント問題））	A	4分			
問題5	受取配当等（短期所有株式等）	A	4分			
問題6	受取配当等（支払利子の範囲）	A	2分			
問題7	受取配当等（控除負債利子（計算パターン））	A	8分			
問題8	受取配当等（控除負債利子）	A	5分			

所得税額控除

問題9	所得税額控除（原則・簡便選択）	A	5分			
問題10	所得税額控除（基本問題）	A	6分			
問題11	所得税額控除（過去試験問題）	B	8分			

有価証券

問題12	有価証券（基本問題）	A	4分			
問題13	有価証券（譲渡原価と時価評価）	A	7分			
問題14	有価証券（償還有価証券）	A	6分			
問題15	有価証券（その他有価証券）	A	5分			

償還差損益

問題16	償還差損益	A	3分			
------	-------	---	----	----------------------	----------------------	----------------------

繰延資産

問題17	繰延資産（基本問題）	A	4分			
問題18	繰延資産（繰延資産の判断）	A	2分			
問題19	繰延資産（償却期間と損金算入額）	A	18分			
問題20	繰延資産（少額・簡易）	A	4分			
問題21	繰延資産（借家権利金、ノーハウ）	B	5分			
問題22	繰延資産（分割払い）	B	6分			

問題23	繰延資産（過去試験問題Ⅰ）	B	4分	
問題24	繰延資産（過去試験問題Ⅱ）	C	8分	

交際費等の損金不算入

問題25	交際費等（基本問題）	B	5分	
問題26	交際費等（飲食費等）	B	6分	
問題27	交際費等（経理方法）	B	7分	
問題28	交際費等（入会金・原価算入交際費等）	B	6分	
問題29	交際費等（過去試験問題（別表の記載））	C	5分	
問題30	交際費等（過去試験問題（接待飲食費））	C	7分	
問題31	交際費等（過去試験問題）	C	5分	

寄附金の損金不算入

問題32	寄附金（基本問題）	A	4分	
問題33	寄附金（過去試験問題Ⅰ）	A	6分	
問題34	寄附金（国外関連者に対する寄附金及び寄附金に該当しないもの）	A	5分	
問題35	寄附金（過去試験問題Ⅱ）	B	8分	
問題36	寄附金（過去試験問題Ⅲ）	C	5分	

使途秘匿金

問題37	使途秘匿金	A	3分	
------	-------	---	----	--

減価償却

問題38	減価償却（基本問題）	A	8分	
問題39	減価償却（償却限度額の特例）	A	8分	
問題40	減価償却（過去試験問題（改定償却））	C	7分	
問題41	減価償却（通算・無形・少額・一括）	A	8分	
問題42	減価償却（中小企業者等の特例（金額判定））	B	5分	
問題43	減価償却（中小企業者等の特例（限度額判定））	B	3分	
問題44	減価償却（過去試験問題）	B	4分	
問題45	減価償却（少額・一括・償却限度額の特例）	B	7分	
問題46	減価償却（付随費用の判断）	A	2分	
問題47	減価償却（資本的支出と修繕費の判断）	A	3分	
問題48	減価償却（付随費用・資本的支出・中古資産）	B	18分	
問題49	減価償却（同一事業年度に資本的支出があった場合）	B	6分	

租税公課等及び納税充当金

問題50	租税公課等及び納税充当金（基本問題）……………	A	5分			
問題51	租税公課等及び納税充当金（過大引当）……………	B	4分			
問題52	租税公課等及び納税充当金（引当不足）……………	B	5分			
問題53	租税公課等及び納税充当金（期末振替の場合）……………	B	3分			
問題54	租税公課等及び納税充当金（取崩しに附帯税等がある場合）…	C	4分			
問題55	租税公課等及び納税充当金（取崩しに仮払等がある場合）…	C	4分			
問題56	租税公課等及び納税充当金（年税引当）……………	C	3分			
問題57	租税公課等及び納税充当金（還付税金（別表の記載））…	A	6分			
問題58	租税公課等及び納税充当金（還付税金（仮受金経理））…	B	4分			
問題59	租税公課等及び納税充当金（還付税金（未収金経理））…	B	7分			
問題60	租税公課等及び納税充当金（控除対象外消費税額）…	A	5分			
問題61	減価償却（消費税の経理方法）……………	A	3分			
問題62	別表五(一) I（消費税の記載）……………	A	3分			

別表五(一)(二)、別表一

問題63	別表五(一)（変動計算書からの転記）……………	A	7分			
問題64	別表五(二)（過去試験問題）……………	B	8分			
問題65	別表五(二)（還付があった場合の記載）……………	B	5分			
問題66	別表五(二)（読み取り）……………	B	6分			
問題67	別表一の作成（税率適用区分）……………	A	2分			

減価償却

問題68	減価償却（償却方法の変更）……………	B	6分			
問題69	減価償却（固定資産について値引等があった場合）…	B	3分			

特別償却・特別控除・特別償却準備金

問題70	特別償却・特別控除（特別償却率・控除率の算定）…	A	2分			
問題71	中小企業者等と特定中小企業者等の判定……………	A	2分			
問題72	特別償却（特定経営力向上設備等）……………	A	3分			
問題73	特別償却（特別償却不足額）……………	A	10分			
問題74	特別控除（繰越）……………	A	7分			
問題75	特別償却準備金（基本問題）……………	A	5分			
問題76	特別償却準備金（積立事業年度）……………	A	7分			
問題77	特別償却準備金（戻入事業年度）……………	A	2分			
問題78	特別償却準備金（別表五(一) I との関係）……………	B	5分			
問題79	特別償却準備金（過去試験問題）……………	C	10分			

同族判定及び役員等の判定

問題80	同族判定及び役員等の判定（同順位の株主グループ）…	B	10分	
問題81	同族判定及び役員等の判定（特殊な判定対象者） ……	C	12分	
問題82	同族判定及び役員等の判定（過去試験問題） ……………	C	5 分	

役員給与

問題83	役員給与（基本問題） ……………	A	6 分	
問題84	役員給与（定期同額給与の判断） ……………	B	4 分	
問題85	役員給与（定期給与の改定） ……………	A	4 分	
問題86	役員給与（職務執行期間に伴う損金不算入額） ………	B	9 分	
問題87	役員給与（事前確定届出給与の判断） ……………	B	4 分	
問題88	役員給与（事前確定届出給与） ……………	A	4 分	
問題89	役員給与（コメント問題） ……………	B	4 分	
問題90	役員給与（事前確定届出給与（給与改定があった場合））…	C	10分	
問題91	役員給与（使用人兼務役員の給与） ……………	A	10分	
問題92	役員給与（分掌変更） ……………	B	3 分	
問題93	役員給与（過去試験問題） ……………	C	10分	

使用人給与

問題94	特殊関係使用人給与……………	A	3 分	
問題95	使用人賞与（損金算入時期） ……………	A	3 分	
問題96	使用人賞与（過去試験問題） ……………	C	3 分	

総合問題編

		ランク	標準時間	チェック欄
問題 1	総合問題Ⅰ ……………	A	60分	
問題 2	総合問題Ⅱ ……………	A	55分	
問題 3	総合問題Ⅲ ……………	A	70分	

個別問題編

問題 1 受取配当等（基本問題）

ランク 標準時間
A 7 分

次の資料に基づき、当社の当期において税務調整すべき金額を計算しなさい。ただし、源泉徴収税額に係る調整はこの限りでない。

- (1) 当期中に収受した受取配当等の額は次のとおりであり、当社は受取配当等の額から源泉徴収税額を控除した差引手取額を当期の収益に計上している。

銘 柄 等	区 分	受取配当等の額	源泉徴収税額	差 引 手 取 額
A 株 式	配 当 金	525,000円	—	525,000円
B 株 式	中 間 配 当	1,000,000円	204,200円	795,800円
C 出 資 証 券	出資分量配当金	600,000円	122,520円	477,480円
D 株 式	配 当 金	2,000,000円	475,670円	1,524,330円
E 株 式	配 当 金	3,000,000円	—	3,000,000円
F 証券投資信託受益権	収 益 分 配 金	1,300,000円	183,780円	1,116,220円
G 証券投資信託受益権	収 益 分 配 金	2,500,000円	382,875円	2,117,125円

(注1) A株式は内国法人の発行する株式であり、その保有割合は取得以来35%である。

(注2) B株式は内国法人の発行する株式であり、その保有割合は取得以来1%未満である。

(注3) C出資証券の保有割合は取得以来20%である。

(注4) D株式の発行法人であるD株式会社は外国法人（株式の保有割合は2%である。）であり、源泉徴収税額のうち200,000円は外国で課されたものである。

(注5) E株式は、内国法人の発行する株式であり、その保有割合は設立以来100%である。

(注6) F証券投資信託は、信託財産を内国法人の発行する株式に運用することになっている証券投資信託であり、その収益分配金のうちには特別分配金100,000円が含まれている。

(注7) G証券投資信託は、信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする租税特別措置法第3条の2《内国法人に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例》に規定する特定株式投資信託に該当する。

(注8) 上記表中の元本は全て数年前より所有しており、取得後元本に異動はない。

- (2) 当期における原則法により計算した控除すべき負債利子の額（関連法人株式等に係るもの）は21,000円である。

問題 2 受取配当等（配当等の区分Ⅰ）

ランク 標準時間
A 3分

次に掲げる配当等のうち、税務上の「受取配当等の額」に該当するものを選び、その番号(1)～(10)を下記〔解答欄〕の該当する区分に記入しなさい。なお、指示があるものを除き、期中における出資割合の変動はないものとし、各法人は内国法人であるものとする。また、配当金に係る基準日等は、配当等の計算期間の末日である。

- (1) 前期の8月10日に発行済株式の42%を取得したA社（配当等の額の計算期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日である。）からの配当等の額
- (2) 数年前から発行済株式の全てを保有していたB社（配当等の額の計算期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日である。）からの配当等の額
- (3) 数年前から発行済株式の40%（当期の9月にその所有株式数の半分を譲渡している。）を保有していたC社（配当等の額の計算期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日である。）からの配当等の額

なお、当該配当等の額の計算期間に係る配当等の額は当期の6月に収受している。

- (4) 数年前からD社（配当等の額の計算期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日である。）の発行済株式の25%を保有し、前期の6月に発行済株式の10%を取得した場合における、そのD社からの配当等の額

なお、当該配当等の額の計算期間に係る配当等の額は当期の6月に収受している。

- (5) 配当等の額の基準日等において発行済株式の3%を有するE社からの配当等の額
- (6) 当期に収受したF公社債投資信託（配当等の額の計算期間は令和7年6月23日から令和8年6月22日である。）からの収益の分配の額
- (7) 数年前から発行済株式の64%を保有していたG社（配当等の額の計算期間は令和7年7月1日から令和8年6月30日である。）からの配当等の額
- (8) 数年前からH社（配当等の額の計算期間は令和7年10月1日から令和8年9月30日である。）の発行済株式の10%を保有し、当期の6月に発行済株式の25%を取得した場合における、そのH社からの配当等の額

なお、当該配当等の額の計算期間に係る配当等の額は当期の12月に収受している。

- (9) 法人税法上の特定株式投資信託に該当するI証券投資信託（配当等の額の計算期間の末日は令和8年7月31日）の収益の分配の額
- (10) 当社が発行済株式の50%を取得することにより前期の11月29日に設立したJ社（配当等の額の計算期間は令和7年11月29日から令和8年3月31日である。）からの配当等の額

なお、当該配当等の額の計算期間に係る配当等の額は当期の5月に収受している。

〔解 答 欄〕

区 分	番 号
① 完全子法人株式等に係る配当等の額	
② 関連法人株式等に係る配当等の額	
③ その他の株式等に係る配当等の額	
④ 非支配目的株式等に係る配当等の額	

解 答 P.167

問題 3 受取配当等（配当等の区分Ⅱ）ランク 標準時間
A 5分

次の各設問に答えなさい。なお、株式等はすべて数年前からそれぞれの法人が保有しており、保有割合に変動はない。

〈設問 1〉

内国法人甲社は、内国法人乙社の発行済株式等の全てと内国法人丙社の発行済株式等の20%を保有している。また、乙社は丙社の発行済株式等の80%を保有している。この場合において、甲社が丙社から剰余金の配当等として金銭等の交付を受けた場合に甲社の受取配当等の益金不算入の計算上、どのような株式等として取り扱われるか元本の区分を答えなさい。

〈設問 2〉

内国法人甲社は、内国法人乙社の発行済株式等の全てと内国法人丙社の発行済株式等の25%を保有している。また、乙社は丙社の発行済株式等の10%を保有している。この場合において、甲社が丙社から剰余金の配当等として金銭等の交付を受けた場合に甲社の受取配当等の益金不算入の計算上、どのような株式等として取り扱われるか元本の区分を答えなさい。

〈設問 3〉

内国法人甲社は、内国法人乙社、内国法人丙社、内国法人丁社の発行済株式等の100%、60%、80%をそれぞれ保有している。また、乙社は丙社の発行済株式等の40%を保有し、丙社は丁社の発行済株式等の20%を保有している。この場合において、甲社が丁社から剰余金の配当等として金銭等の交付を受けた場合に甲社の受取配当等の益金不算入の計算上、どのような株式等として取り扱われるか元本の区分を答えなさい。

〈設問 4〉

内国法人乙社は、内国法人甲社と外国法人A社の発行済株式等の全てを保有している。また、甲社は内国法人丙社の発行済株式等の70%を保有し、A社は丙社の発行済株式等の30%を保有している。この場合において、甲社が丙社から剰余金の配当等として金銭等の交付を受けた場合に甲社の受取配当等の益金不算入の計算上、どのような株式等として取り扱われるか元本の区分を答えなさい。

問題 4

受取配当等（関連法人株式等・非支配目的株式等（コメント問題））

ランク 標準時間

A 4分

〔設問 1〕

当社は、内国法人A社から剰余金の配当等（配当等の額の計算期間は、令和7年8月1日から令和8年7月31日である。）を当期において収受した。当社は数年前にA社株式を35%取得しており、当期においても継続して保有している。また、配当金に係る基準日等は、配当等の計算期間の末日である。

この場合における、A社株式は受取配当等の益金不算入額の計算上、どのような株式等として取り扱われるか答えなさい。

〔解 答 欄〕

〔設問 2〕

当社は、内国法人B社から剰余金の配当等（配当等の額の計算期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日である。）を当期において収受した。なお、当社はB社株式の2%を前期の10月に取得している。また、配当金に係る基準日等は、配当等の計算期間の末日である。

この場合における、B社株式は受取配当等の益金不算入額の計算上、どのような株式等として取り扱われるか答えなさい。

〔解 答 欄〕

解 答 P.169

問題 5 受取配当等（短期所有株式等）

ランク 標準時間
A 4 分

次の資料に基づき、当社の当期における受取配当等の益金不算入額を計算しなさい。

当期中に収受した受取配当等の額は次のとおりであり、当社は受取配当等の額から源泉徴収税額を控除した差引手取額を当期の収益に計上している。

銘柄等	区 分	配当等の計算期間	基 準 日 等	受取配当等の額	源泉徴収税額	差引手取額
A 株式	配当金	R 7.10.1 ～ R 8.3.31	R 8.3.31	200,000円	30,630円	169,370円
A 株式	配当金	R 8.4.1 ～ R 8.9.30	R 8.9.30	350,000円	53,602円	296,398円
B 株式	配当金	R 7.4.1 ～ R 8.3.31	R 8.3.31	750,000円	153,150円	596,850円

- (1) A 株式（非支配目的株式等に該当するものである。）の発行法人である A 社は定款において中間配当を支払う旨を定めており、その基準日を毎年 9 月 30 日としている。なお、A 株式の異動状況は次のとおりである。

年月日	R 7.10.1	R 8.9.10	R 8.9.20	R 8.10.25	R 8.11.5
取得	40,000株	120,000株		100,000株	
譲渡			20,000株		60,000株

（注） 上記以外に異動はなく、譲渡原価の計算は適正に行われている。

- (2) B 株式は、令和 7 年 3 月 30 日において、発行済株式総数の 10% を取得したものであり、当期末まで異動はない。

問題 6 受取配当等（支払利子の範囲）

ランク 標準時間
A 2 分

次の資料に基づき、控除負債利子の計算対象となる支払利子総額を算出しなさい。

(1) 社債の利子	2,500,000円
(2) 短期借入金の利子	900,000円 ^(注)
(3) 長期借入金の利子	10,380,000円
(4) 利 子 税	600,000円
(5) 手形の割引料	4,210,000円
(6) 取引先である(株)大原商事からの証書借入金の利子	325,000円
(7) 売掛金について支払期日前にその支払を受けたことにより支払った 売上割引料	120,000円
(8) 建物の取得価額に算入した借入金の利子	350,000円
(9) 従業員預り金に係る利子	60,000円
(10) 割引発行した社債に係る償還差損の損金算入額	240,000円

(注) 3,000万円の借入れ（借入期間90日）に際し900,000円を差引かれたもので、当期に対応する期間は30日である。

問題 7 受取配当等（控除負債利子（計算パターン））

ランク 標準時間
A 8 分

次の資料に基づき、受取配当等の益金不算入額を求めなさい。

- (1) 当期において収受した配当等の内訳は次のとおりであり、受取配当等の額を当期の収益に計上している。

区 分	銘 柄 等	受取配当等の額
配 当	A 株 式	364,000円
配 当	B 株 式	1,096,000円

- (2) 上記株式はいずれも関連法人株式等に該当し、これら以外に株式は保有していない。

〈設問 1〉

当期の支払利子総額が2,400,000円の場合

〈設問 2〉

当期の支払利子総額が525,000円の場合

解 答 P.171

問題 8 受取配当等（控除負債利子）

ランク 標準時間
A 5 分

次の資料に基づき、当社の当期における税務上調整すべき金額を計算しなさい。

- (1) 当期中に当社が収受した利子配当等の額は次のとおりであり、A 株式については受取配当等の額を、B 証券投資信託受益権については差引手取額を当期の収益に計上している。

区 分	銘 柄 等	配当等の計算期間	受取配当等の額	源泉徴収税額	差引手取額
配 当 金	A 株 式	令和 7 年 10 月 1 日 ～令和 8 年 9 月 30 日	300,000 円	—	300,000 円
収益分配金	B 証券投資 信託受益権	令和 7 年 8 月 1 日 ～令和 8 年 7 月 31 日	450,000 円	61,260 円	388,740 円

(注 1) 上記元本は、すべて数年前から所有しており、取得後元本の異動はない。

(注 2) A 株式は関連法人株式等に該当する。

(注 3) B 証券投資信託は主として内国法人の株式に運用するもの（特定株式投資信託以外の投資信託である。）であり、収益分配金には特別分配金 50,000 円が含まれている。

(注 4) 上記表中の配当金に係る基準日は、配当等の計算期間の末日とする。

- (2) 当期において支払利息勘定へ計上した金額は 8,450,000 円であり、その中には次の金額が含まれている。

① 掛売上代金の早期入金に伴う売上割引料	303,500 円
② 金融機関において割引決済したことに伴う手形割引料	500,000 円
③ 取引先である(株)大原商事からの証書借入金の利子	95,000 円
④ X 銀行からの長期借入金の利子	258,000 円
⑤ 法人税の利子税	200,000 円
⑥ 納期限延長に伴う都道府県民税及び市町村民税の延滞金	120,000 円

解 答 P.172

問題 9 所得税額控除（原則・簡便選択）

ランク 標準時間
A 5 分

次の資料に基づき、当社の当期における法人税額から控除される所得税額を計算しなさい。

なお、当社は源泉徴収税額控除後の差引手取額を当期の収益に計上している。

区 分	取得年月日	配 当 等 の 計 算 期 間	受 取 配 当 等 の 額	源泉徴収税額	差 引 手 取 額
A 株 式	R 7 . 5 . 15	R 7 . 4 . 1 ~ R 8 . 3 . 31	円 1,500,000	円 306,300	円 1,193,700
B 社 債	R 8 . 6 . 25	R 8 . 1 . 1 ~ R 8 . 12 . 31	700,000	107,205	592,795
C 株 式	R 7 . 8 . 17	R 7 . 4 . 1 ~ R 8 . 3 . 31	2,200,000	449,240	1,750,760

解 答 P.173

問題10 所得税額控除（基本問題）

ランク 標準時間
A 6分

次の資料に基づき、当社の当期における税務調整すべき金額（受取配当等の益金不算入額の計算は不要）を計算しなさい。

銘柄等	区 分	受取配当等の額	源泉徴収税額	差 引 手 取 額	配当等の計算期間
A 株 式	配 当 金	× × × 円	122,520円	× × × 円	R 8.1.1 ～ R 8.12.31
B 株 式	配 当 金	× × × 円	30,630円	× × × 円	R 8.1.1 ～ R 8.12.31
C 社 債	社 債 利 子	× × × 円	12,252円	× × × 円	R 7.10.1 ～ R 8.9.30
D 証 券 投資信託	収益分配金	× × × 円	15,315円	× × × 円	R 7.7.11 ～ R 8.7.10
E 証 券 投資信託	収益分配金	× × × 円	30,630円	× × × 円	R 7.6.1 ～ R 8.5.31
F 銀行他	預 金 利 子	× × × 円	64,323円	× × × 円	————

- (注) 1. A株式は数年前に10,000株を取得し、その後元本に異動はない。
 2. B株式は令和8年10月20日に取得したものである。
 3. C社債は、令和8年4月1日に取得したものである。
 4. D証券投資信託は、租税特別措置法第3条の2《利子所得等に係る支払調書の特例》に規定する特定株式投資信託に該当する。
 5. E証券投資信託は特定株式投資信託に該当しないものである。
 6. D証券投資信託及びE証券投資信託の受益権は数年前から所有している。
 7. 上記表中の配当金に係る基準日等は、それぞれ配当等の計算期間の末日である。

〔解 答 欄〕

問題10

別表四

	区 分	総 額	留 保	社 外 流 出
加				
算				
減				
算				
	仮 計			

別表一

内 容	金 額
所 得 金 額	× × ×
法 人 税 額	19,694,000
法 人 税 額 計	
控 除 税 額	
差引所得に対する法人税額	00
中 間 申 告 分 の 法 人 税 額	9,000,000
この申告により納付すべき法人税額	

問題11 所得税額控除（過去試験問題）

ランク 標準時間
B 8分

次の資料に基づき、当社の当期における法人税額から控除される所得税額を計算しなさい。

銘柄等	区 分	計算期間	源泉所得税額	計算期間中の増減等
A 国債	利子	令和 7 年10月 1 日～ 令和 8 年 9 月30日	153,150円	期間中の増減なし。
B 社債	利子	令和 7 年10月 1 日～ 令和 8 年 9 月30日	30,630円	令和 7 年12月10日に全額取得し、その後増減なし。
C 株式	中間 配当	令和 8 年 1 月 1 日～ 令和 8 年12月31日	61,260円	令和 7 年 9 月11日、10,000株を取得。 令和 8 年 6 月 9 日、20,000株を取得。 令和 8 年 7 月15日、15,000株を譲渡。
	確定 配当	令和 8 年 1 月 1 日～ 令和 8 年12月31日	36,756円	
D 株式	確定 配当	令和 7 年 8 月11日～ 令和 8 年 7 月10日	40,840円	令和 7 年12月15日に取得し、その後増減なし。
E 定期 預金	預金 利子	令和 7 年11月 1 日～ 令和 8 年10月31日	2,000円	—

（注） C 株式の中間配当の基準日は 6 月30日である。

（第70回税理士試験問題改訂）

問題12**有価証券（基本問題）**

ランク 標準時間

A 4分

各設問における税務上調整すべき金額を求めなさい。なお、調整がない場合には調整なしと答えなさい。

〈設問 1〉

甲社は、証券会社から A 社株式 1,000 株を購入（購入代価 800,000 円）し、購入代価を取得価額に計上するとともに購入手数料 20,000 円、名義書換料 1,000 円を当期の費用に計上した。

〈設問 2〉

乙社は当期の 6 月 30 日に B 株式会社の発行する B 社株式 5,000 株を購入した。この B 社株式の購入に関し必要な資料は以下のとおりである。

購入代価：4,500,000 円

購入手数料： 45,000 円

名義書換料： 600 円

なお、乙社は上記金額のすべてを取得価額として資産計上している。

〈設問 3〉

丙社は、C 社の新株の発行に当たり、第三者割当により 1,000 株（1 株 500 円）を引受け、500,000 円を現金で払込み取得価額として資産計上した。当該新株の払込期日における 1 株当たりの価額は 800 円である。

問題13 有価証券（譲渡原価と時価評価）

ランク 標準時間
A 7分

次の資料に基づき、各設問において当社の当期における税務調整すべき金額を計算しなさい。

(1) 当社が所有するA社株式の異動状況は以下のとおりである。

日 付	取 得			譲 渡			残 株 数
	株 数	単 価	金 額	株 数	単 価	金 額	
R 8 . 4 . 1							12,000株
R 8 . 5 . 10	3,000株	700円	2,100,000円				15,000株
R 8 . 10 . 10				5,000株	800円	4,000,000円	10,000株
R 8 . 10 . 20	5,000株	800円	4,000,000円				15,000株

（注1） 令和8年4月1日の帳簿価額は1株当たり720円である。

（注2） 10月10日の譲渡については3,600,000円を譲渡原価として計上し、譲渡対価との差額を売却益として当期の収益に計上している。なお、当期末におけるA社株式の帳簿価額は11,140,000円となっている。

(2) A社株式は、法人税法第61条の3《売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等》に規定する売買目的有価証券に該当する。

(3) A社株式の当期末における時価は700円である。

(4) 前期末における帳簿価額は8,640,000円、時価は9,000,000円であったが、当社は当該差額につき未処理であったため、前期において適正に税務調整が行われている。

〈設問1〉 総平均法を選定し届出ている場合（前期の時価評価に係る税務調整は考慮する必要はない。）

〈設問2〉 移動平均法を選定し届出ている場合

問題14 有価証券（償還有価証券）

ランク 標準時間
A 6分

次の資料に基づき、当社の当期における税務調整すべき金額を計算しなさい。

- (1) 当社が当期に購入により取得した社債の状況等は次のとおりである。

区 分	額 面 金 額	取 得 価 額	取得年月日	償 還 期 限
A 社 債	50,000,000円	48,000,000円	R 8. 8. 1	R13. 7. 31
B 社 債	50,000,000円	48,000,000円	R 8. 8. 1	R18. 7. 31
	100,000,000円	96,000,000円	R 8.10. 1	R18. 7. 31

- (2) 当社は、上記社債につき取得価額をそれぞれの帳簿価額として計上している。
 (3) A社債、B社債について、前期以前に取得した事実はない。

解 答 P.178

問題15 有価証券（その他有価証券）

ランク 標準時間
A 5分

次の資料に基づき、当社の当期におけるその他有価証券に係る税務調整について各設問毎に別表四及び別表五(一) I を完成させなさい。

- (1) 当社はA社株式及びB社株式を有しており、そのいずれについても会計上その他有価証券として区分している。なお、A社株式及びB社株式は法人税法上、売買目的外有価証券に該当する。
- (2) A社株式及びB社株式の帳簿価額及び時価に関する状況は下記のとおりである。

(単位：円)

銘 柄	前期末評価換え 直前帳簿価額	前 期 末 時 価	当期末評価換え 直前帳簿価額	当 期 末 時 価
A社株式	15,000,000	18,000,000	15,000,000	13,000,000
B社株式	20,000,000	15,000,000	20,000,000	21,000,000

- (3) A社株式及びB社株式の評価換え直前帳簿価額については前期末及び当期末ともに税務上の適正額となっている。
- (4) 解答にあたり税効果会計に関する事項については考慮する必要はない。

〈設問1〉 当社がその他有価証券に係る会計処理につき、全部純資産直入法により処理をしている場合

〈設問2〉 当社がその他有価証券に係る会計処理につき、部分純資産直入法により処理をしている場合

〔解 答 欄〕

〈設問 1〉

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加					
算					
減					
算					
仮 計					

【別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書】

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
A 社 株 式	△ 3,000,000			
B 社 株 式	5,000,000			
有 価 証 券 評 価 差 額	△ 2,000,000			

〈設問 2〉

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加					
算					
減					
算					
仮 計					

【別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書】

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
A 社 株 式	△ 3,000,000			
B 社 株 式	5,000,000			
有 価 証 券 評 価 差 額	3,000,000			

解 答 P.179

問題16

償還差損益

ランク 標準時間
A 3分

次の資料により当社の当期において税務調整すべき金額を計算しなさい。

〈設問1〉

(1) 当社は当期の10月1日において、次の条件により社債を発行している。

- ① 額面金額 150,000,000円
- ② 発行価額 135,000,000円
- ③ 償還期間 5年

(2) 当社は社債発行に関し、次のように処理している。

10/1	(現金)	135,000,000円	(社債)	135,000,000円
3/31	(社債利息)	15,000,000円	(社債)	15,000,000円

〈設問2〉

(1) 当社は当期の1月15日において、次の条件により社債を発行している。

- ① 額面金額 200,000,000円
- ② 発行価額 170,000,000円
- ③ 償還期間 5年

(2) 当社は社債発行に関し、次のように処理している。

1/15	(現金)	170,000,000円	(社債)	170,000,000円
3/31		_____		

解答P.181

個別解答編

問題 1

解答

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加 算					
減 算	受取配当等の益金不算入額	4,504,000	—	※	4,504,000
	F証券投資信託受益権認定損	100,000	100,000	—	—
仮 計					

〔受取配当等の益金不算入額〕

(1) 受取配当等の額

① 完全子法人株式等

3,000,000

② 関連法人株式等

525,000

③ その他の株式等

600,000

④ 非支配目的株式等

$1,000,000 + 2,500,000 = 3,500,000$

(2) 控除負債利子

21,000

(3) 益金不算入額

$3,000,000 + (525,000 - 21,000) + 600,000 \times 50\% + 3,500,000 \times 20\% = 4,504,000$

問題 2

解答

区 分	番 号
① 完全子法人株式等に係る配当等の額	(2)
② 関連法人株式等に係る配当等の額	(1)、(3)、(4)、(7)、(10)
③ その他の株式等に係る配当等の額	(8)
④ 非支配目的株式等に係る配当等の額	(5)、(9)

解説

(1)について

A社の発行済株式総数の $\frac{1}{3}$ 超（42％）を基準日等から起算してその6月前の日の翌日から基準日等（令和7年10月1日～令和8年3月31日）まで保有することから、当該株式は関連法人株式等に該当する。

(3)について

C社の発行済株式総数の $\frac{1}{3}$ 超（40％）を基準日等から起算してその6月前の日の翌日から基準日等（令和7年10月1日～令和8年3月31日）まで保有することから、当該株式は関連法人株式等に該当する。

なお、C社株式の半分を当期の9月に譲渡しているが、上述の期間中ではないため、当期に収受した配当等の区分に影響を及ぼさない。

(4)について

D社の発行済株式総数の $\frac{1}{3}$ 超（35％（25％＋10％））を基準日等から起算してその6月前の日の翌日から基準日等（令和7年10月1日～令和8年3月31日）まで保有することから、当該株式は関連法人株式等に該当する。

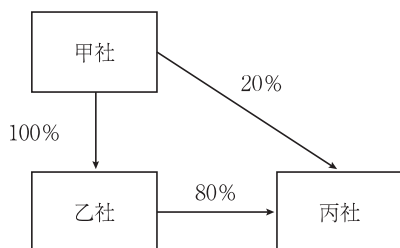
所有株式に異動があるが、上述の期間の保有数で判断する。

(8)について

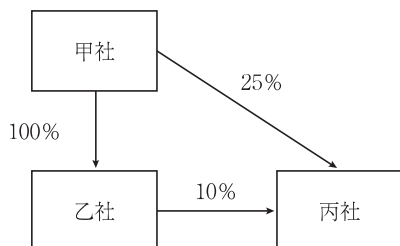
H社の発行済株式総数の $\frac{1}{3}$ 超（35％（10％＋25％））を基準日等から起算してその6月前の日の翌日から基準日等（令和8年4月1日～令和8年9月30日）まで保有していないため、当該株式は関連法人株式等に該当しない。

問題 3**解答**

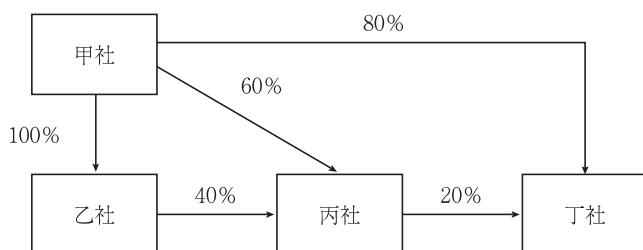
〈設問 1〉 丙社株式：完全子法人株式等



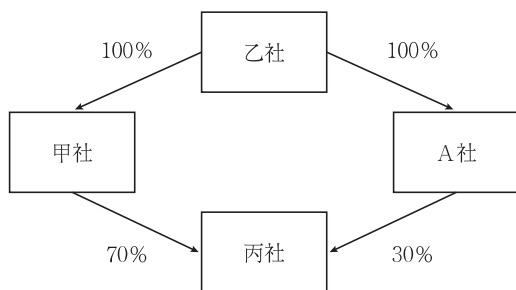
〈設問 2〉 丙社株式：関連法人株式等



〈設問 3〉 丁社株式：完全子法人株式等



〈設問 4〉 丙社株式：完全子法人株式等

**解説**

受取配当等の益金不算入の計算上、完全子法人株式等の判定に係る「完全支配関係」は外国法人を含めて判定する。

設問 4 の場合、外国法人 A 社を含めて完全支配関係の判定を行うことから、甲社、乙社、丙社、A 社の間には、乙社による完全支配関係がある。したがって、丙社株式は、甲社の受取配当等の益金不算入の計算上、完全子法人株式等に該当する。

問題 4

解答

〔設問 1〕

当社は、A 社株式を数年前から継続して 35% 保有しており、発行済株式総数の $\frac{1}{3}$ 超を基準日等から起算してその 6 月前の日の翌日から基準日等（令和 8 年 2 月 1 日～令和 8 年 7 月 31 日）まで保有することから、A 社株式は関連法人株式等に該当する。
--

〔設問 2〕

当社は、B 社の発行済株式総数の 5% 以下（2%）を基準日等（令和 8 年 3 月 31 日）において保有することから、B 社株式は非支配目的株式等に該当する。

問題 5

解答

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加 算					
減 算	受取配当等の益金不算入額	471,875	—	※	471,875
仮 計					

〔受取配当等の益金不算入額〕

(1) 受取配当等の額

① その他の株式等

750,000

② 非支配目的株式等

$200,000 + (350,000 - 65,625) = 484,375$

※ $140,000 \text{ 株} \times \frac{120,000 \text{ 株}}{40,000 \text{ 株} + 120,000 \text{ 株}} = 26,250 \text{ 株}$

(注)(イ) $60,000 \text{ 株} \times \frac{350,000}{140,000 \text{ 株} + 100,000 \text{ 株}} = 26,250 \text{ 株}$

※ $40,000 \text{ 株} + 120,000 \text{ 株} - 20,000 \text{ 株} = 140,000 \text{ 株}$

(ロ) $\frac{350,000}{140,000 \text{ 株}} \times 26,250 \text{ 株} = 65,625$

(2) 益金不算入額

$750,000 \times 50\% + 484,375 \times 20\% = 471,875$

問題 6**解答**

支払利子総額

$$2,500,000 + 300,000 + 10,380,000 + 4,210,000 + 325,000 + 350,000 + 60,000 + 240,000 = 18,365,000$$

$$\text{(注)} \quad 900,000 \times \frac{30\text{日}}{90\text{日}} = 300,000$$

解説

短期借入金の利子900,000円については、当期及び翌期に係る支払利息であるため、当期分のみが計算対象となることに留意すること。なお、翌期分については、当期の別表四において『前払費用計上もれ600,000円（加算・留保）』の調整を行う必要がある。

〔前払費用計上もれ〕

$$900,000 \times \frac{90\text{日} - 30\text{日}}{90\text{日}} = 600,000$$

問題 7**解答**

〈設問 1〉

〔受取配当等の益金不算入額〕

(1) 受取配当等の額（関連法人株式等）

- ① A 株式 364,000
- ② B 株式 1,096,000
- ③ ① + ② = 1,460,000

(2) 控除負債利子

① 判定

(イ) 原則

$$1,460,000 \times 4\% = 58,400$$

(ロ) 特例

④ 支払利子総額

$$2,400,000$$

$$\text{㊦ } ④ \times 10\% = 240,000$$

(ハ) (イ) < (ロ) ∴ 原則

② 原則

(イ) A 株式

$$364,000 \times 4\% = 14,560$$

(ロ) B 株式

$$1,096,000 \times 4\% = 43,840$$

(ハ) (イ) + (ロ) = 58,400

(3) 益金不算入額

$$1,460,000 - 58,400 = 1,401,600$$

〈設問 2〉

〔受取配当等の益金不算入額〕

(1) 受取配当等の額（関連法人株式等）

- ① A 株式 364,000
- ② B 株式 1,096,000
- ③ ① + ② = 1,460,000

(2) 控除負債利子

① 判定

(イ) 原則

$$1,460,000 \times 4\% = 58,400$$

(ロ) 特例

④ 支払利子総額

$$525,000$$

$$\text{㊦ } ④ \times 10\% = 52,500$$

(ハ) (イ) > (ロ) ∴ 特例

② 特例

(イ) A 株式

$$52,500 \times \frac{364,000}{1,460,000} = 13,089$$

(ロ) B 株式

$$52,500 \times \frac{1,096,000}{1,460,000} = 39,410$$

(ハ) (イ) + (ロ) = 52,499

(3) 益金不算入額

$$1,460,000 - 52,499 = 1,407,501$$

解説

関連法人株式等が複数ある場合における特例計算の金額の配分については、算出した特例計算の金額を、各配当等の合計額に占める一の法人から収受した配当等の額の比により各関連法人株式等に配分することとなる。なお、この場合において 1 円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てることとなる。

問題 8

解答

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加 算					
減	受取配当等の益金不算入額	288,000	——	※	288,000
算	B証券投資信託受益権認定損	50,000	50,000	——	——
仮 計					
法人税額から控除される所得税額		61,260	——	その他	61,260

〔受取配当等の益金不算入額〕

- (1) 受取配当等の額（関連法人株式等）

300,000

- (2) 控除負債利子

- ① 原則

$300,000 \times 4\% = 12,000$

- ② 特例

- (イ) 支払利子総額

$8,450,000 - 303,500 - 200,000 - 120,000 = 7,826,500$

- (ロ) (イ) $\times 10\% = 782,650$

- ③ ① $<$ ② $\therefore 12,000$

- (3) 益金不算入額

$300,000 - 12,000 = 288,000$

解説

本問の場合には、関連法人株式等に該当するものが1つ（A株式のみ）であることから、控除負債利子の算定上、関連法人株式等が複数ある場合に行う合計額ベースでの原則・特例の有利判定や特例計算の金額の配分等を考慮する必要はない。

問題 9**解答**

〔法人税額から控除される所得税額〕

(1) 株式・出資

① 原則法

(イ) A 株式

$$306,300 \times \frac{11}{12} (0.917) = 280,877$$

(ロ) C 株式

$$449,240 \times \frac{8}{12} (0.667) = 299,643$$

(ハ) (イ)+(ロ)=580,520

② 簡便法

(イ) A 株式

$$306,300 \times \frac{1}{2} (0.500) = 153,150$$

(ロ) C 株式

$$449,240 \times \frac{1}{2} (0.500) = 224,620$$

(ハ) (イ)+(ロ)=377,770

③ ①>② ∴580,520

(2) その他

107,205

(3) (1)+(2)=687,725

---(解答テクニック)---

〔法人税額から控除される所得税額〕

(1) 株式・出資 $(\frac{11}{12}, \frac{8}{12}) > \frac{1}{2}$ ∴原則法)

① A 株式

$$306,300 \times \frac{11}{12} (0.917) = 280,877$$

② C 株式

$$449,240 \times \frac{8}{12} (0.667) = 299,643$$

③ ①+②=580,520

(2) その他

107,205

(3) (1)+(2)=687,725

問題10

解答

別表四

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加 算					
減 算					
仮 計					
法人税額から控除される所得税額		260,355	—	その他	260,355

別表一

内 容	金 額
所 得 金 額	× × ×
法 人 税 額	19,694,000
法 人 税 額 計	19,694,000
控 除 税 額	260,355
差引所得に対する法人税額	19,433,600
中 間 申 告 分 の 法 人 税 額	9,000,000
この申告により納付すべき法人税額	10,433,600

〔法人税額から控除される所得税額〕

(1) 株式・出資 ($\frac{3}{12} < \frac{1}{2}$ ∴簡便法)

① A株式 122,520

② B株式 $30,630 \times \frac{1}{2} (0.500) = 15,315$

③ ① + ② = 137,835

(2) 受益権

D証投信 E証投信

15,315 + 30,630 = 45,945

(3) その他 12,252 + 64,323 = 76,575

(4) (1) + (2) + (3) = 260,355

問題11**解答**

〔法人税額から控除される所得税額〕

(1) 株式・出資

① 原則法

(イ) C株式(中間)

$$61,260 \times \frac{10,000\text{株}}{30,000\text{株}} \times \frac{6}{6} (1.000) + 61,260 \times \frac{20,000\text{株}}{30,000\text{株}} \times \frac{1}{6} (0.167) = 27,240$$

(ロ) C株式(確定)

$$36,756 \times \frac{6}{6} (1.000) = 36,756$$

(ハ) D株式

$$40,840 \times \frac{7}{11} (0.637) = 26,015$$

(ニ) (イ)+(ロ)+(ハ)=90,011

② 簡便法

(イ) C株式(中間)

$$61,260 \times \frac{10,000\text{株} + (30,000\text{株} - 10,000\text{株}) \times \frac{1}{2}}{30,000\text{株}} (0.667) = 40,860$$

(ロ) C株式(確定)

$$36,756 \times \frac{15,000\text{株}}{15,000\text{株}} (1.000) = 36,756$$

(ハ) D株式

$$40,840 \times \frac{1}{2} (0.500) = 20,420$$

(ニ) (イ)+(ロ)+(ハ)=98,036

③ ①<② ∴98,036

(2) その他

$$153,150 + 30,630 + 2,000 = 185,780$$

(3) (1)+(2)=283,816

解説

国債(期間按分不要)という銘柄、C株式の中間配当の計算期間、D株式の計算期間(令和7年8月11日～令和8年7月10日:11月)など、資料の読み取りにミスがないように注意して解答すること。

問題12

解答

〈設問1〉

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加算	A 社 株 式 計 上 も れ	20,000	20,000	—	—
減算					
仮 計					

〔有価証券〕

(1) 税務上簿価

$$800,000 + 20,000 = 820,000$$

(2) 会社上簿価

$$800,000$$

(3) 調整金額

$$(1) - (2) = 20,000$$

〈設問2〉

調整なし

〈設問3〉

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加算	C 社 株 式 計 上 も れ	300,000	300,000	—	—
減算					
仮 計					

〔有価証券〕

(1) 税務上簿価

$$800 \times 1,000 \text{株} = 800,000$$

(2) 会社上簿価

$$500,000$$

(3) 調整金額

$$(1) - (2) = 300,000$$

問題13

解答

〈設問1〉

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加 算					
減	A 社 株 式 認 定 損	85,000	85,000	—	—
算	A 社株式時価評価損認定損	555,000	555,000	—	—
仮 計					

〔有価証券〕

(1) 帳簿価額

① 税務上簿価

(イ) 単価

$$\frac{720 \times 12,000 \text{株} + 2,100,000 + 4,000,000}{12,000 \text{株} + 3,000 \text{株} + 5,000 \text{株}} = 737$$

(ロ) $737 \times 15,000 \text{株} = 11,055,000$

② 会社上簿価

11,140,000

③ 調整金額

$$\text{①} - \text{②} = \triangle 85,000$$

(2) 時価評価

$$700 \times 15,000 \text{株} - 11,055,000 = \triangle 555,000$$

〈設問2〉

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加 算	A 社 株 式 計 上 も れ	20,000	20,000	—	—
減	A 社株式時価評価損認定損	660,000	660,000	—	—
算	前期有価証券時価評価益認容	360,000	360,000	—	—
仮 計					

〔有価証券〕

(1) 帳簿価額

① 税務上簿価

(イ) 単価

$$\text{①} \quad \frac{720 \times 12,000 \text{株} + 2,100,000}{12,000 \text{株} + 3,000 \text{株}} = 716$$

$$\text{②} \quad \frac{716 \times 10,000 \text{株} + 4,000,000}{10,000 \text{株} + 5,000 \text{株}} = 744$$

(ロ) $744 \times 15,000 \text{株} = 11,160,000$

② 会社上簿価

11,140,000

③ 調整金額

$$\text{①} - \text{②} = 20,000$$

(2) 時価評価

$$700 \times 15,000 \text{株} - 11,160,000 = \triangle 660,000$$

問題14

解答

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加 算	A 社 債 計 上 も れ	206,896	206,896	—	—
	B 社 債 計 上 も れ	305,084	305,084	—	—
減 算					
仮 計					

〔有価証券〕

(1) A社債

① 税務上簿価

(イ) 調整前簿価 48,000,000

(ロ) 調整差益

① 原則

$$\begin{aligned} & (50,000,000 - 48,000,000) \\ & \times \frac{12\text{月} \times \frac{1}{2}}{12\text{月} \times \frac{1}{2} + 52\text{月}} = 206,896 \end{aligned}$$

② 例外

$$\begin{aligned} & (50,000,000 - 48,000,000) \times \frac{8\text{月}}{8\text{月} + 52\text{月}} \\ & = 266,666 \end{aligned}$$

△ ① < ② ∴ 206,896

(ハ) (イ) + (ロ) = 48,206,896

② 会社上簿価 48,000,000

③ 調整金額 ① - ② = 206,896

(2) B社債

① 税務上簿価

(イ) 調整前簿価

$$48,000,000 + 96,000,000 = 144,000,000$$

(ロ) 調整差益

$$\begin{aligned} & \{(50,000,000 + 100,000,000) - 144,000,000\} \\ & \times \frac{12\text{月} \times \frac{1}{2}}{12\text{月} \times \frac{1}{2} + 112\text{月}} = 305,084 \end{aligned}$$

(ハ) (イ) + (ロ) = 144,305,084

② 会社上簿価 144,000,000

③ 調整金額 ① - ② = 305,084

---(解答テクニック)---

(1) A社債

① 税務上簿価

(イ) 調整前簿価 48,000,000

(ロ) 調整差益 (6月 < 8月 ∴ 6月)

$$\begin{aligned} & (50,000,000 - 48,000,000) \times \frac{12\text{月} \times \frac{1}{2}}{12\text{月} \times \frac{1}{2} + 52\text{月}} \\ & = 206,896 \end{aligned}$$

(ハ) (イ) + (ロ) = 48,206,896

② 会社上簿価 48,000,000

③ 調整金額 ① - ② = 206,896

問題15

解答

〈設問1〉

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加算					
減算					
仮 計					

【別表五(→)I 利益積立金額の計算に関する明細書】

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
A 社 株 式	△ 3,000,000	△ 3,000,000	2,000,000	2,000,000
B 社 株 式	5,000,000	5,000,000	△ 1,000,000	△ 1,000,000
有価証券評価差額	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 1,000,000	△ 1,000,000

〈設問2〉

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加算	A 社 株 式 計 上 も れ	2,000,000	2,000,000	—	—
減算	B 社 株 式 計 上 も れ 認 容	5,000,000	5,000,000	—	—
仮 計					

【別表五(→)I 利益積立金額の計算に関する明細書】

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
A 社 株 式	△ 3,000,000	△ 3,000,000	2,000,000	2,000,000
B 社 株 式	5,000,000	5,000,000	△ 1,000,000	△ 1,000,000
有価証券評価差額	3,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000

解説

A社株式及びB社株式の前期及び当期における会計処理については下記のとおりである。なお、会計上、洗替えの処理をしていることは問題資料中において前期末及び当期末の評価換え直前帳簿価額が等しいことから判断することとなる。

〈設問1〉 全部純資産直入法による場合

① 前期

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
A 社 株 式	3,000,000	有 価 証 券 評 価 差 額	3,000,000
有 価 証 券 評 価 差 額	5,000,000	B 社 株 式	5,000,000

② 当期

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
有 価 証 券 評 価 差 額	3,000,000	A 社 株 式	3,000,000
B 社 株 式	5,000,000	有 価 証 券 評 価 差 額	5,000,000
有 価 証 券 評 価 差 額	2,000,000	A 社 株 式	2,000,000
B 社 株 式	1,000,000	有 価 証 券 評 価 差 額	1,000,000

〈設問2〉 部分純資産直入法による場合

① 前期

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
A 社 株 式	3,000,000	有 価 証 券 評 価 差 額	3,000,000
有 価 証 券 評 価 損	5,000,000	B 社 株 式	5,000,000

② 当期

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
有 価 証 券 評 価 差 額	3,000,000	A 社 株 式	3,000,000
B 社 株 式	5,000,000	有 価 証 券 評 価 益	5,000,000
有 価 証 券 評 価 損	2,000,000	A 社 株 式	2,000,000
B 社 株 式	1,000,000	有 価 証 券 評 価 差 額	1,000,000

問題16

解答

〈設問1〉

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加算	社債等償還差損損金不算入額	13,500,000	13,500,000	—	—
減算					
仮 計					

〔社債等償還差損〕

(1) 損金算入額

$$(150,000,000 - 135,000,000) \times \frac{6 \text{ 月}}{5 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}} = 1,500,000$$

(2) 調整金額

$$15,000,000 - 1,500,000 = 13,500,000$$

〈設問2〉

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加算					
減算	社債等償還差損損金算入額	1,500,000	1,500,000	—	—
仮 計					

〔社債等償還差損〕

(1) 損金算入額

$$(200,000,000 - 170,000,000) \times \frac{3 \text{ 月}}{5 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}} = 1,500,000$$

(2) 調整金額

$$0 - 1,500,000 = \triangle 1,500,000$$